

## 第2回高知県安全安心まちづくり検討会議事録

- 1 開催日時 平成18年10月31日(火) 14時～15時59分
- 2 開催場所 高知城ホール2階「せんだん」
- 3 出席者 検討会委員(50音順)
- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 弁護士                             | 稲田 知江子 |
| 高知県建築士会女性部会幹事長                  | 岡本 佐代子 |
| 高知県老人クラブ連合会副会長                  | 小橋 容之  |
| 高知短期大学教授                        | 関根 猪一郎 |
| 高知県連合婦人会会長                      | 寺尾 敦子  |
| 布師田地区タウンポリス代表                   | 西沢 敏行  |
| 安芸市まちづくり課課長                     | 野町 真道  |
| いの町総務課庶務係長                      | 山崎 泰代  |
| 南国市立三和小学校長                      | 山本 淳一  |
| 高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長            | 由原 隆一  |
| 高知県経営者協会専務理事                    | 渡辺 泰方  |
| <b>事務局</b>                      |        |
| 高知県文化環境部副部長                     | 坂本 彰   |
| 同 県民生活課長                        | 松岡 さゆり |
| 同 県民生活課 チーフ                     |        |
| (安全安心まちづくり担当)                   | 宮地 功   |
| 同 県民生活課 主任                      | 高橋 敦子  |
| 同 県民生活課 主任                      | 中野 自書  |
| <b>高知県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長</b> |        |
|                                 | 竹本 徳治  |
| 同 少年課長                          | 北村 明彦  |
| 同 警察総合相談室長                      | 稲野 利三郎 |
| 同 地域安全対策推進室長兼街頭犯罪抑止対策室長         |        |
|                                 | 中森 茂   |
| <b>高知県健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐</b>      |        |
| 同 こども課 チーフ                      |        |
| (青少年健全育成担当)                     | 棚野 真一  |
| 土木部道路課 専門企画員                    | 中島 俊彦  |
| 同 都市計画課 課長補佐                    | 野々村 毅  |

住宅企画課 主任 大原 勝一  
建築指導課 建築審査班長 北村 秀博  
総務部政策法制課 主任 小谷 尚二郎  
高知県教育委員会教育政策課 チーフ  
(企画調整担当) 合田 和穂  
同 児童生徒支援課 専門企画員 永田 新助

- 4 議 題 (1)安全安心まちづくり条例(仮称)に盛り込むべき事項について  
(2)その他

#### 5 議事録

##### 事務局(県民生活課 宮地)

ただいまから第2回高知県安全安心まちづくり検討会を開催します。

お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日は、前回ご欠席の3名の委員さんも出席していただいておりますのでご紹介させていただきます。

高知短期大学教授の関根猪一郎さん。

##### 関根委員

よろしくおねがいたします。

##### 事務局(県民生活課 宮地)

高知県民生児童委員協議会連合会副会長の由原隆一さん。

##### 由原委員

由原です。どうぞよろしくお願いいたします。

##### 事務局(県民生活課 宮地)

高知県経営者協会専務理事の渡辺泰方さん。

##### 渡辺委員

渡辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

##### 事務局(県民生活課 宮地)

渡辺委員さんには、副会長をお願いいたします。

本日は、林委員さんと式地委員さんがご都合によりご欠席です。では、これからの進行は稲田会長さんをお願いします。

##### 稲田会長

皆さん、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は、前回欠席をされておりました委員の皆さまが出席をされていますので、自己紹介を兼ねて、現在の活動、お仕事、安全安心まちづくりへの思いにつきましてお話をいただきたいと思います。

では、関根先生からお願いしてよろしいでしょうか。

#### **関根委員**

関根でございます。

私は、高知短期大学で経済学の専門で教えておりますが、短大の上に専攻科というのがございまして、そこで地域政策演習という科目を3年に一度ぐらいの割合で担当しております。

地域政策演習の主なテーマというのは、広い意味では「まちづくり」なんですね。まちづくりというのは、自らの営みと地域の人との共同によって、いかに暮らし易いまちをつくるか、住環境をつくるかということであります。

課題は多面的なんですが、その中で一番の基本は、「安全に暮らせる」ということなんですね。その安全も例えば、食の安全、食品の安全ということもありますし、それから、自然災害からの安全ということもあります。同時に犯罪からの安全ということも非常に大きいテーマですね。自然災害、例えば地震は、我々は避けることはできませんけれども、犯罪というのは限りなく減らすことができる。人によって行われることですから、打つべき手はあるだろうということで、私はまちづくりの観点からこの会に参加したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### **由原委員**

私は、南国市民生児童委員協議会の会長と、高知県民生委員児童委員協議会連合会の副会長を務めております。

第1回委員会には、協議会、連合会の中央東ブロック研修会が知事をお招きして開催されましたので欠席させていただきました。ご挨拶が遅くなりましたが、よろしくお願いいたします。

民生委員児童委員制度が創設されてから90年を迎えます。災害はいつ起こるかわかりませんので、独り暮らしの高齢者、障害のある人や所帯、子育て家庭などの自力で避難や移動ができない人たちや、地域住民との言葉のコミュニケーションが充分にできない在住外国人等、いわゆる災害時要援護者と呼ばれる人たちと、日ごろから地域社会での助け合い関係を作ること等を通じて、地域全体の福祉コミュニティーのよきリーダーとして、また、協力者として民生委員は努力をしております。

私の地域、十市緑ヶ丘地区では、平成8年度に小学校、警察、民生児童委員と地域住民が連携して、「こども110番の家」を設置し、子どもの安全を守る取組を始めました。さらに、子どもを巻き込んだ犯罪が増加したために、平成15年度には、民生児童委員、補導委員、地域安全推進委員と、地域住民で「十市子どもを守る会」を立ち上げ、児童生徒達の登下校時のルートにメンバーが待機して見守る活動をしております。

また、高齢者に対しては、南国市社会福祉協議会が行なっている独居老人への給食サービスの配達を民生委員が行なっており、各地区民生児童委員協議会は、南国警察署と連携し、その配達の際に駐在さんや、また、交通アドバイザーと同行訪問して、悪質商法による被害の防止や交通安全等に努めております。我々が行って話すだけでなく、おまわりさん、交通アドバイザーさんが来て話をしてくれる、うれしいと高齢者の方が非常に喜んでくれるんです。

以上、簡単に私達民生委員の活動を通じました安全への取組についてお話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

### **渡辺副会長**

高知県経営者協会の渡辺でございます。よろしく願いいたします。

実は、初回、10月17日でしたか。お話の以前に、もう出張が決まっております、欠席しまして申し訳ございませんでした。

由原さんは、私の町内会の会長さんでございます。今、町内の状況を聞きまして、全然そういうところに関心がなかった、協力もしてないということで恥ずかしい思いをしております。関根先生とはいろいろな機会にお会いしています。

このお話をいただきました時は、私は今初めて地元でのことを聞いた位ですので、特別な問題意識を持っていませんでした。また、最近いろんな会に呼び出されることが多いので、できたら他の人にといいことをお願いしたんですけども、経営者団体といいですか事業主団体からどなたか一人ということ、経営者協会がお引き受けしたわけです。

商工会議所、商工会連合会など経済団体はいろいろございますが、私どもの団体は企業の「人」に関すること、入社から退職までいろんなことがあります、人に焦点をあてたことを中心にやっております。上部団体は日本経団連で、その地方組織でございます。いろんなかたちで人に関わることをやっておりますから、企業の立場から安全安心について考えるということなら私どもかなということで、私が出てまいったわけでございます。

企業の立場からも、安全安心な社会は経営の基盤であることは間違いございませんし、また、最近よく言われます企業の社会的責任ということからも、一定の役割というのは当然果たさなければならないと考えております。

当初申し上げましたとおり、格別なものはもってないんですけども、事業主側といいですか企業の立場に立って、ご協力できるところはできるだけご協力していくようなかたちで、この会に参加させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

それと、この副会長ということは、非常に座り心地が悪いんですけども（笑）、何

か稲田先生のお役に立つ事があつたら、ご協力したいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

#### **稲田会長**

ありがとうございます。

渡辺委員さんとはこれまでいろんな審議会でご一緒させていただき、とても私が尊敬し信頼する方でありますので、副会長に指名をさせていただきました。

それでは、これから今日の議題に入らせていただきたいと思います。前回の第1回検討会では、皆さま方の活動を主にお話いただきまして、非常に熱心な活動をされていますことに本当に私は感心いたしました。

また、これからどのような取組をすればいいのか、現在どのような課題があつて、どのような取組をしていけばいいのかといったことに関しましてもご意見をいただきました。今日は、安全安心まちづくりの条例に何を盛り込んだらいいのかという方向で議論を具体的に進めたいと思っております。

条例に盛り込むべき事項につきましては、条例に盛り込む事項についての検討資料を本日事務局からいただきました。この内容は前回皆さま方からいただいたご意見と、県で行った地域の方々との意見交換会での意見などを参考にして、事務局でおまとめいただいたものです。

まず、これにつきまして事務局からご説明を受けて、それをもとに議論を進めていきたいと思っております。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

皆さま、どうもお忙しいところをありがとうございます。事務局の松岡です。

先日は大量の資料を送らせていただき、まことに申し訳ございません。35都道府県のすべての条例、市町村の条例などをお送りいたしました。これを全部見ることはなかなか難しいですので、各県の条例の特徴をまとめさせていただきました。こちらの資料を見ていただきまして、また折々にふれて参考にしてご覧ください。

今から説明をさせていただきます。

まず、先ほど会長さんがおっしゃいましたように、この検討資料は、第1回検討会での皆さま方のご発言、9月に県内で3回開催しました意見交換会での意見、あと、個別のグループと3回ほど意見交換をいたしました内容、他県の条例の内容、そして県内の状況等を踏まえまして作成いたしました。今日の議論のたたき台ということでございます。

条例に盛り込むべき事項についての検討資料ですが、まず「項目」、その右に「概要」がございます。その右に「条例に盛り込むことについての考え方」があり、どうしてここにどうして項目、概要を入れたのかということを書いてございます。「概要」は、

その条例に盛り込むべき内容ではございますが、条例の案文の形にはしてございません。提言に添った形と考えております。

まず、「目的」ですけれども、犯罪のない安全で安心な地域づくりについての基本的な理念と、県、県民、事業者等の責任と役割、取組についての基本的な事柄を定めます。

それを定めた上で、犯罪の起こりにくい安全安心なまちづくりを推進することにより、県民の皆さんが安全で安心して暮らせることができる社会の実現を図ることをこの条例の目的とする、と書いてございます。これは条例の目的を明らかにするもので、全国で定められた条例全てにも規定されているものです。ここでいう「県」には、県警、教育委員会、知事部局という全てを含むとご理解ください。

二つ目ですが、「定義」といたしまして、ここに安全安心まちづくりとは、という定義をしております。これも他県の例として通常考えられるパターンでございまして、安全安心まちづくりとは、地域社会における県民等による犯罪の防止のための自主的な活動と、県・市町村・県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、この二つを入れてございます。

「基本理念」といたしましては、前回私どもからお話をさせていただきましたが、まず、安全安心まちづくりを進めるためには、自らの安全は自らが守るという防犯意識を高める事が重要です。また、自分達のことは自分で守ること、お互い助け合う精神に支えられた地域のコミュニティーをつくりあげることが、安全安心なまちづくりにつながるという認識をもって進めることが重要です。

加えて、県民と安全安心まちづくりに取り組む団体、県、市町村、事業者等が適切に役割分担をして、そのうえで連携して協力して進めることが重要です。この3点を挙げさせていただいております。

前回の検討会でも防犯意識を高めることが課題になっているというご発言がございましたし、地域の間人間関係が希薄になっている、そのことが犯罪が起こる原因の一つではないだろうか、また、地域の防犯活動に濃淡があるというご意見もございました。

続きまして、「県、県民、自治会等、地域の団体事業者の責任と役割」ということで記してございます。

「県の責任と役割」といたしましては、県は総括的な責任を負うということ、県民や自治会等の地域の団体、事業者、市町村と協力して、安全安心なまちづくりに関する取組を総合的に進める責任があるということです。一つひとつの取組は、順次あとの方に書いてございます。

「県民の責任と役割」につきましては、県民の皆さんは、一人ひとりが日常生活を送るうえで安全の確保に努める、それぞれの地域で安全安心のまちづくりに取り組む

ように努める、県が実施する安全安心まちづくりに関する取組に協力するよう努める、この3点を挙げております。意見交換会などで、まず、「自分のことは自分で守る」「自分の子どもは自分で守る」ということを認識するべきだというご意見もございましたので、このように書きました。

続きまして、「自治会などの地域の団体の責任と役割」を取り出しております。自治会などの地域の団体は、それぞれの地域の事情に応じた安全安心まちづくりの活動を行なうとともに、他の地域の取組とも連携していくこと、あわせて、県が実施する安全安心まちづくりに関する取組に協力するよう努めることが必要です、と。これを取り出しましたのは、前回の検討会で、安全安心まちづくりをするために各地域が連携すること、また、それぞれの地域の受け皿づくりが必要ではないかというご意見がございましたので、私どもは「町内会などの自治会」と今のところ理解しておりますけれども、そういう団体の責任と役割ということで特別に記載をいたしました。

続きまして、「事業者の責任と役割」では、事業を営む者は事業を進めていくうえで顧客や従業員等の安全の確保に努めること、あわせて、地域社会の一員として地域での安全安心まちづくりに取り組むよう努めること、県が実施する安全安心まちづくりに関する取組に協力するよう努めることが必要です、という提案をいたしました。

次に「推進計画の策定」ですが、これは、条例で定められました安全安心まちづくりに関する取組を総合的に計画的に進めていくために、もう少し具体的な取組に落とすということで、推進計画を策定することが必要ではないかと考えました。

計画では、次に掲げる事柄を定めることが必要であると考えます。

- ・安全安心まちづくりに関する基本的な方向
- ・取組に関する事柄
- ・その他必要な事柄

という3点をここにあげております。

続きまして、「推進体制の整備」ですけれども、県は県民、事業者、市町村等と連携して安全安心まちづくりを推進するための体制、例としてここでは「推進会議等」と入れてございますが、その体制を整備することが必要です、としました。前回の検討会で、例えば交通安全には県民会議というような推進体制があって県全体で取り組んでおり、安全安心まちづくりを効果的に進めるにもこのような体制が必要ではないかというご意見がございました。これも全国の多くの条例に規定されている内容です。

続きまして、「広報啓発の実施」ですけれども、県は県民の防犯意識の高揚のため、安全安心まちづくりについての関心を高めるために、特に広報や啓発に重点をおいて取り組む必要があります、としました。基本理念の第一として防犯意識を高揚させることが課題であると考えておりますので、広報啓発の必要性ということを取りわけ書

き出しました。ここまでが総則という位置付けです。

続きまして「県民等による自主的な活動の支援」です。

県民等、ボランティア団体、市町村への協力や支援ということでもくくりました。「県民等への支援」は、県は、県民等が安全安心まちづくりに関する活動を積極的に行うことができるよう、情報の提供、助言その他必要な支援を行う必要があります、としました。この県民等というのは、事業者、団体を含むと考えております。

「ボランティア活動の促進」では、県は、安全安心まちづくりを行うボランティア団体の活動を促進するため、申請に基づいて団体を登録し、その活動内容を公表します、としました。これは、前回の検討会で、ボランティア団体がどこで何をしているのかを集約し、とりまとめて情報提供してもらいたいというご意見があったことと、意見交換会で「せっかくボランティアの団体として活動しているのだから、県や市町村、警察にも自分達の存在を知ってもらいたい。警察には電話口で名前を名乗ればわかるようになって欲しい」という意見がありましたので、申請に基づいて登録する必要があるのではないかと考えました。また、それがボランティア活動の意識の高揚にもなるのではと考えております。ここで言うボランティア団体は、主たる活動が安全安心まちづくりの取組である団体を一応想定しております。

「市町村への支援」では、県は、市町村が実施する安全安心まちづくりに関する取組について、情報の提供、助言、その他の支援を行う必要があります、としました。

続きまして、若干重複をするかも知れませんが、一番必要だという意見が多かったのが「情報の提供」でした。

ここは、県は、県民や地域の団体等が安全安心まちづくりに関する活動を積極的に行うことができるように、他の地域の活動の情報等、必要な情報を提供する必要があります、としました。とりわけ、犯罪情報の提供について、警察署長は、住民の皆さんに管轄の区域で起きた犯罪の状況や不審者に関する事等、必要な情報の提供をする必要があります、としています。それぞれの地域の犯罪情報が欲しい、しかも、あまり遅くならないうちに、すぐに情報が伝わるような工夫をしてほしいというご意見がございました。

次に「児童等の安全の確保」でございます。

意見交換会等でも一番話題が出ましたのが、子どもの安全に関することでございますので項目を立てました。県は、子ども達の安全を確保するために次のような取組を行う必要があります。

学校や通学路で児童等の安全を守るための指針を定めること。

学校を設置したり管理をしたりする者は、児童等の安全を守るための指針に基づいて必要な取組をする事、児童等が犯罪に遭わないようにするための教育をすること、



としております。

続きまして、「児童の健全育成」でございます。前回の検討会で、子どもが幼い時は「犯罪から守る」ということが必要だけれども、成長してくると、犯罪を犯さないように「犯罪を犯すことから守る」ことも必要ではないかというご意見がありました。ここでは、県は、学校、家庭、地域社会と連携をして、子ども達が法やルールを守り、社会の一員として健全な社会生活を送るため、また、非行を防止したり非行からの立ち直りを支援したりするための教育や必要な取組を行う必要があります、といたしました。

次に高齢者についての規定です。まず、「高齢者等の安全の確保」ですが、県は、高齢者をはじめ、犯罪の被害を受けるおそれが高い人々の安全を確保するために情報提供、助言、その他の必要な措置を講ずる必要があります、としました。

続きまして、「高齢者による自主防犯活動」でございます。県は、安全安心なまちづくりを進めるために、豊かな知識と経験を有する高齢者の参加を積極的に求め、地域が一体となった防犯のための活動を推進する必要があります、としております。

これは、検討会や意見交換会でご意見をいろいろお伺いしましても、地域で高齢者の方が積極的に活動してくださっている。子どもの見守りにも非常に積極的に参加をしてくださっているということで、高知県の特色として、高齢者の方に「守られる側」だけではなく「防犯活動をする積極的な主体」になっていただけないかということで、項目を盛り込みました。

続きまして、「観光客等の安全」です。県は、観光事業者等と連携して、観光者等の安全を確保するために必要な措置を講ずるように努める必要があります、としました。これは、住民だけ、県民だけでなく、観光客と県外からの訪問者も対象にすることについての規定です。

平成15年、16年、17年に高知県を訪れました観光客は、年間約300万人で、今年は、「功名が辻」の影響が、中部、東部で増加がみられているということです。このような状況を受けまして整理をいたしました。

次に、「犯罪の防止に配慮をした環境の整備」でございます。

「住宅の安全の確保」では、県は次のような取組を行う必要があります、として、

- ・犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めること。
- ・犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めること。
- ・指針を受けて、住宅を建築しようとする者等に、犯罪の防止に配慮した構造設備を有する住宅とするように努力を求めること。

としました。建築主とは、民間の方、県民ですので、そういう努力をしていただきたいということです。住宅には、共同住宅を含んでおります。

次に、「道路等の安全の確保」の項目です。

県は、次のような取組を行う必要があります。

- ・県は犯罪の防止に配慮した道路等の普及に努めること。
- ・そういう道路の構造、設備等に関する指針を定めること。
- ・道路等を設置管理しようとする者等は犯罪の防止に配慮した構造設備とすることです。

道路「等」には、公園、公園に設置された公衆トイレや駐車場、駐輪場が入っています。

次に「店舗等の安全の確保」です。

この中で、深夜営業をする店舗で事業を営む者、金融機関は、犯罪の防止に配慮した構造、設備を有する店舗等の整備に努める必要があります、としております。

県内では平成17年に96件の窃盗事件が店舗で起こっています。深夜営業する店舗での発生事件は少ないということなんですけれども、他県では強盗のターゲットとされやすい傾向があるということで、これについては特にご意見はございませんでしたが、ご提案させていただきました。

続きまして、「関係機関との連携」でございますが、まず「防災活動との連携」でございます。安全安心まちづくりに取り組む団体と防災活動を行う組織は、お互いに活動や意義についての理解を深め、連携・協力をするように努める必要があります。県は、そのために、情報の提供や助言など必要な協力をする必要があります、といたしました。

先だって検討会でも、皆さま、地域で防災活動もなされているということで、その防災と防犯とは一緒になった取組が必要である、これらの取組は重なり合っているんだ、というようなご意見がございました。どのように一緒に取り組むかということについては、また、ご議論いただければと思いますが、まず、こちらではお互いが理解を深めて連携・協力、というような書き方にさせていただきます。

次に、「関係団体の連携」ということでは、安全安心まちづくりに取り組む団体は、県、市町村、県民その他の関係する団体と連携・協力して活動を進めるように努める必要があります、県は、そのために情報の提供や助言等必要な支援を行う必要があります、としました。

安全安心まちづくりに取り組む団体とは、今から定義を整理する必要がありますが、この中には前段に出ておりました自治会等の団体、その他の団体、登録を申請されますようなボランティアの団体全てを含むというふうに理解をしております。

続きまして、「雑則」ですが、「指針等の公表」については、県が作ります推進計画や指針は、これを定める時、または変更しようとする時は、市町村の意見、県民と団

体、事業者の意見を反映させる措置を講じる必要があり、また、定めた時、変更した時は、公表する必要があるということでございます。

「財政上の措置」につきましては、県は、この安全安心まちづくりに関する取組を進めるために必要な予算を確保するように努める必要があります、ということで、県の努力義務でございます。

最後に、「委任」といたしましては、この条例に定めていることを実行していくうえで必要な事項は、規則に委任をするというかたちになってございます。

簡単なお説明になりましたが、以上のような形で、たたき台を作成いたしました。文言等はこれから整理が必要かと思われそうですが、項目ごとの概要の内容につきまして、これを盛り込むべきか、内容としてこれでよいのか、もっと中身を充実させるものはないのか、項目として追加すべきものはないかというようなことを順次議論していただきまして、今回の議論をふまえて、次回、事務局で提言案のたたき台を作成したいと思っております。では、会長さん、よろしくお願いいたします。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

まず、事務局のご説明に対して、全体を通じまして何かご質問等ございますでしょうか。

#### **山本委員**

他県の条例を見てみますと、埼玉、栃木、秋田、宮城、北海道、千葉、静岡、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、宮崎の14府県は、「目的」の前に「前文」があります。条例の背景ですか、閉鎖的な社会とか人間関係が希薄になっていることなどを受けて条例ができたというような前文があるんですけども、高知の場合は「目的」から入っています。「前文」を除けた理由をお聞きしたい。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

特に前文を作らないという意味ではございません。事務局としましては、安全安心まちづくりというのは、高知県に非常に特化したものではなくて、ある程度、全国共通のものではないかという思いもございまして、高知県に独特の条例、例えば子ども条例の場合には、前文で思いを押し出すところがありましたけれども、この条例で「前文」が必要かどうかということについても、ご議論いただければと思います。

「前文」をつくるとしたら、他県にあるようなかたちで、条例を作る目的が入るとは思いますが、「前文」にこんなものを盛り込んではどうかというご意見がありましたら検討させていただきます。

#### **稲田会長**

また、ご議論をいただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、具体的な内容に基づきまして、検討していきたいと思います。

まず、ここに記載されている内容ですが、これはあくまでも事務局にお作りいただいたものですので、この項目を盛り込むべきか、項目の内容としてこれでいいのか、他に盛り込むべき内容はないのか、追加がないかどうか、そういったことをご議論いただきたいと思います。

まず、総則の部分をご覧いただきまして、ご意見がありませんでしょうか。

今、山本委員さんがおっしゃったように、前文についてですが、総則の中に前文をおいた方がいいというご議論はありますでしょうか。

事務局から、安全安心まちづくりというのは、高知県に特有のものだけではなく、一般的なものであるというご説明もありましたが、高知県は非常に高齢者の方の人口も多いですし、また、前回、ご意見がありましたように、南海地震に対する取組も必要になってまいります。そういったことから、一定の特徴というのは、やはり持たせてもいいのではないかと、前文に内容を盛り込んで書いてもいいのではないかとこの気もいたしました。ご意見、いかがでしょうか。

野町委員さん、何かございませんでしょうか。

#### **野町委員**

今回の条例づくりで、県の条例に対する思いが県民に浸透する、そしてそれが私達全ての人に意識づけされる。憲法にもやはり前文があるわけですが、前文としてこの条例の精神みたいなものを設けることは必要じゃないかと思えます。

安芸市の条例にも、前文が一応入っています。その中には南海地震に対しての備えが安心安全でもありますよ、と入れています。やはり、自らの安全は自らが守ることが前提にはなると思いますが、そのことが前文として出てくる。自らの安全は自らが守ることが、安全安心のまちづくりにつながっていくということが、前文に出てきた方がいいんじゃないかと私は思います。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

資料として安芸市の安全安心まちづくり条例をいただいております。この中には、前文が入っております。犯罪被害が多いということ。それから、南海地震が起きる可能性は2030年までで40%と予想されていて、大きな被害が懸念されている。そのためには、市民、事業者が生活の安全に関する知識を高めて協同して行動することが求められているという精神がうたわれているわけです。

前文に関しまして、関根先生、お願いします。

## **関根委員**

私も前文を付けた方がいいという意見です。条例の本文は主旨を簡潔に表現しますが、なぜ条例が必要か、高知県全体の犯罪に関する状況はどうなっているのかで条例が必要だという条例に対する思いが、前文には十分書き込めると思うので、前文をおくことに賛成です。

それと、もう一つ。この総則の中で、推進計画の策定とありますが、これは大いに賛成です。この推進計画を誰がつくるのかということはここには書かれていないんですけども、推進計画をつくる主体、県がつくるのか、或いは市町村レベルでも推進計画をつくることを条例の考え方として盛り込むのか、そのことをもう少し明らかにできたらいいのではないかと感じました。以上です。

## **稲田会長**

ありがとうございました。今、前文に関しまして入れた方がよろしいというご意見をいただきまして、私も個人的にそのように賛成をいたします。今、推進計画について一つご提案というかご質問いただきましたけれども、事務局で何かお考えがありますでしょうか。

## **事務局（県民生活課 松岡）**

事務局では、推進計画を作るのは県と考えておりました。

他県の条例を見ましても市町村の責務を記しているところは若干ございますが、今、市町村と県というのは、対等なパートナーと位置付けており、市町村とは協力関係にあります。推進計画は、市町村は市町村、県は県で作ることになります。お互いに連絡を取り合って作って行くようになるのではないかと思います。

推進計画を作るときには、皆さん方の意見を聞き、県民の方々や団体事業者の方々の意見も取り入れ反映させるという取組が必要ではないかと考えております。

## **稲田会長**

推進計画はどのように策定するのでしょうか。資料に、推進会議等を整備するということも書かれていまして、よく推進会議に諮問して計画を作ったりされるわけですが、これから議論することなんでしょうか。

## **事務局（県民生活課 松岡）**

推進計画を作る時に、ご意見をお聞きするのは、この検討会だと考えておりまして、それで皆さま方の委員の委嘱の期間を今年だけではなくて、来年1年、20年の3月までお願いをしております。条例の提言をしてくださった皆さま方に、条例だけではなく、条例の内容を計画にどう具体化するのかというご意見をいただきたいと考えております。

推進会議は、これは本当に推進していくために、皆が寄り集まって一緒に安全安心

まちづくりの活動をしていく団体と考えています。意見を言うというより、自分達でやっていく団体というような考え方で、ここへ記させていただきました。

#### **稲田会長**

わかりました。推進計画についても皆さま方のご協力をいただきたいということですね。

検討会でいただきますご意見は、例えば条例に盛り込むには少し細かいかなということであっても、推進計画には是非盛り込んだ方がいいといったものもあると思いますので、皆さま方のご意見をどんどん出していただきたいと思います。

少し話が戻りますが、前文に関して他には。

はい、渡辺委員さん、お願いします。

#### **渡辺副会長**

私も前文は賛成でございます。治安とか防犯対策というのは、やはり国や地方自治体の責任だろうと思いますが、そういう前提のもとに「国民一人ひとり、県民一人ひとり、市民一人ひとりが自分の安全を自分で守る」という思いが一番出やすいのは、やはり前文のあたりかなと思います。

それに関連して目的の概要に、「犯罪の起こりにくいまちづくりを推進」とありますが、これは犯罪をゼロにするというのはなかなか難しいよ、というようなことなのか。「犯罪のないまちづくり」でなく、「起こりにくい」としているのは何か特別な理由があるのでしょうか。

#### **稲田会長**

事務局の方、ありますか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

条例の名称ですが、各県それぞれバラエティーがございまして、例えば「犯罪のない」という名称を掲げている県もございます。目的でございますので、「犯罪のないまちづくり」ということにしても、十分皆が一致してやって行くということによろしいかと思えます。

それでは、目的は「犯罪のない」ということで整理させていただきたいと思えます。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。前文に関しては賛成のご意見が多いと思うんですけども、入れない方がいいとか、何か他にご意見というのはございますか。

皆さま方、前文はやはり置いた方が精神が伝わるというお考えでしょうか。

そうしましたら、そのような方向で検討したいと思えます。

他に、総則の点で何かお気づきになった点、ご意見ございますでしょうか。

#### **山本委員**

定義の中に、安全安心まちづくりとは地域社会における県民等とありますが、「等」というところは何を対象としているのでしょうか。

たとえば弱者となりますと、女性、高齢者、障害者、外国人等が対象となってきますが、それを含めて県民「等」にしているのでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

「等」というのは団体や事業者など、全てが含まれております。

ただ、今、先生がおっしゃいました、その高齢者等の安全の確保については、後に安全の確保を図るべき方々についての項目がありますので、その中でご議論をいただければと思っています。そちらに「県は、高齢者をはじめ、犯罪の被害を受けるおそれが高い人々の安全を確保するために」、ということを書いてございます。取り立てて「高齢者を」と書いてございますけれども、この書き方でいいのか、高齢者、女性、障害者というように列挙していくのか、そちらでご議論いただきたいと思います。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

定義のところは、安全安心まちづくりのために自ら前向きに活動していただく方々である県民等という意味で、保護の対象としてとらえておる条文ではないということです。

#### **稲田会長**

わかりました。その高齢者と、女性、障害者という問題につきましては、また、該当項目のところで議論をしたいと思います。

総則ですけれども、市町村につきましては、比較的「市民」と定義がおかれていますが、資料を見させていただきますと、今、山本委員さんがおっしゃられた「県民等」については全国の他の県の条例には特に定義は無いわけですけれども、このようなかたちでよろしいかどうか、ということですね。

市町村の条例を見ますと、例えば南国市は、「本市に居住する者、市内に滞在する者、市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者及び管理者」と、かなり具体的に規定しております。しかし、全国の条例を見ますと、県民を定義しているというより、やはり安全安心まちづくりそのものについての定義をおいているところが多い。より広い概念でとらえているということだと思います。

それはそれでよろしいのかなという議論なんですけれども、特に何かご意見はございますでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

他県の例を見ましても、例えば、北海道では北海道民、事業者及び関係団体、これらを道民がいう定義になっています。青森県も県民、事業者及びこれらの者が組織する団体が以下県民等ということ、例えば居住者とか、ここに来ている人達とか、そう

いう意味合いの定義は無いようでございます。かなり包括的なかたちで定義をしています。

#### **稲田委員**

実際、市町村レベルより県の方が広くとらえた方がよろしいんじゃないかと私個人としては考えておりますし、これは県民等でよろしいのかなという気がいたしております。

それから推進体制については、県レベルでの推進体制の他に地域レベルでの推進体制が必要ではないか。そういうものを規定する他県の条例があるということですが、この点について事務局の方でご説明がありますでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

地域での体制としまして、現在もう既に、地域安全協議会が存在をすると聞いております。警察の方からご説明いただきたいと思っております。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

ご説明いたします。高知県には16の警察署がございます。地域安全協議会は、この警察署毎に一つずつ作られており、県下に16あります。名前は、例えば中村地区地域安全協議会といったものです。

活動の内容は、この地域安全協議会には、地域安全アドバイザーという名前の非常勤職員を雇用していただいております。全て女性でございますが、この方が中心となって警察や町役場のホームヘルパーさん、あるいは消防員と一緒に活動している。例えば独居高齢者のお宅を訪問して「変わったことはないかね」と、「こういうような悪質商法が来よるから、こういう口実で高いものを買わされたりせんように気を付けなさいよ」というような声をかけてあげるとか、地区の老人会などの会合でそのようなお話などをしていただいております。

協議会の組織は正会員と賛助会員というのがございまして、正会員は各市町村長、或いは議会の方、町の幹部の方。賛助会員は簡単にいいますと、その地区の事業所の方です。

戦後、昭和20年代頃にこの母体ができまして、平成6年から今の地域安全協議会、或いは協会というような名前になって整備されてきております。

どういってお金で運営されているかということですが、各市町村のお金ですね。市町村の分担金。これともう一つは賛助会費、実際は微々たるものでございますが、この二つで運営されております。現在、分担金が一番多いのは、高知警察署管内の地域安全協議会で約480万円、一番少ないところは、土佐清水で160万円、これが予算となって運営されております。運営費の大半は先ほど申しました地域安全アドバイザーの人件費が占めており、財政基盤が弱体であることが大きな問題となっております。



嶺北地区は、もともとは5か町村ありましたが、本川村がいの町と合併したので4か町村からの分担金で地域安全協議会が運営されておりました。ところが、この4か町村のうち大豊町が町の財政難を理由に今年からこれを脱会しまして、あと本山町、土佐町、大川村の3か町村で運営されておる。分担金もガタ減りというような状況になっております。

実際の安全安心まちづくり活動は、各地域でなされないことには意味がないわけですので、安全安心まちづくりの推進母体、地域の核となるべき組織としては大変大事な組織であると私どもは思っております。以上です。

#### **稲田会長**

他県の条例があるということですが、具体的にご紹介いただけますでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

例えば青森県は、「警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。」としています。これは主体が「警察署長」です。東京都も「警察署長は、その管轄区域において、区市町村及び都民等と協働して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。」とあります。愛知県、大阪府、あと大分県で「警察署長が、その管轄区域においてその体制を整備する」という規定をおいています。

今、お話のありました地域安全協議会も警察の単位ですので、これに該当するのかなとは思いますが。ただ、前回式地委員もおっしゃっていましたが、一つ自治体が抜けてしまうと非常に財政的に苦勞する。どこまで市町村にご負担を求めるのか。「いや、条例に基本があるから脱退しないで」と言えるのかどうか。それが課題じゃないかと思えます。

#### **稲田会長**

そうですね。

西沢委員さん、お願いいたします。

#### **西沢委員**

地域安全協議会の話が出ましたが、私、今、布師田の地域安全協議会の長と高知地区の副会長をやっております。

先日、式地委員の方からも、地区によって温度差があると指摘をされておりました。確かに温度差はあると思えます。実際にいろんな活動をされている協議会もあるわけですが、活動していないところも少なからずあるんじゃないかなという気はしております。

私どもの協議会では、高齢者向けの教室を開催したり、いろんな活動を年に何回かやっていますが、そういうものの見直しも必要ではないかと思います。

#### **稲田会長**

見直しというのは、具体的に。

#### **西沢委員**

各協議会で温度差があるということですから、地域安全協議会全てを地域の推進体制に位置づけていくのは、ちょっと難しいんじゃないかと思いますね。

#### **稲田会長**

野町委員さん、お願いいたします。

#### **野町委員**

私は安芸市の職員で負担金を出す側で仕事をしているんですが、地域安全協議会の負担金が確か人口一人当たり115円くらいじゃなかったですか。安芸市の人口は2万ちょっとですから、200万ちょっとくらい出しておったと思います。その額になると現在の市町村の財政状況ではかなり大きな負担になるわけです。安芸市は、市長が安芸地区地域安全協会の責任者になっていますが、市町村も一定の負担を人口規模で出す以上、常日頃の安全安心対策とかですね、日常の活動がされていくということが前提になってきます。いずれの市町村でもそうだと思います。

地域安全協議会の活動は、パレードで市中を流して啓発をしていますが、或いはもっと大きな動きがあるかもわかりませんが、私が把握できていないかもしれませんが、日常の活動というのがあまり見えてないような気がします。

活動がその地域全体にまで広がるというのは難しいかもしれませんが、中枢として地域安全協議会がリードをしていく、そのことをきちんと整理をしていってもらったら、少なくとも子どもの安全についての取組、これは大分違ってくるような気がします。もう少しPTAなどとの連携がとれた活動であったらなと思います。

#### **稲田会長**

寺尾委員さん、お願いいたします。

#### **寺尾委員**

私も安芸市ですが、交通安全母の会に所属しておりまして、地域安全アドバイザーさんと一緒に活動しております。保育園児の就学前の園児への交通安全教室は毎年しておりますし、高齢者の所帯訪問も一緒にしました。先日、内閣府の委託事業でございます三世代交流事業というのも地区で一緒にやりました。交通安全母の会はアドバイザーさんと一緒に地域安全の活動をさせていただいております。

#### **山崎委員**

前回の会でも、地域安全アドバイザーさんだけの活動ではなくて他の方も巻き込ん

でいくような推進体制の整備をお願いしました。例えば、交通安全であれば、県民交通安全の日というのが毎月20日と決まっています。そのように条例か何かで県民の安全日を定めて、県民全体を巻き込んで活動を広げていけばいいのではないかと思います。アドバイザーさんや警察署だけに負担がかかるのではなく、地域の自治会やいろんな団体の方がその日は地域を廻ってパトロールをするというような日を指定や制定するというのも高知県条例の特色として一つ掲げてみてはどうかと提案いたします。

#### **稲田委員**

ありがとうございました。

今、二つの議論が出ていると思います。まず、地域レベルでの推進体制に地域安全協議会を位置付けるかどうかということ。それから、今、山崎委員さんからご提案いただきました「安全安心まちづくりの日」のような、活動をしやすい日を設けるのかということが出てまいりました。

他県の条例で、警察署長というのは、やはり、地域安全協議会のようなものを念頭に書かれているということですね。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

おそらくそうだと思います。

高知県も16の警察署がそれぞれ地域安全協議会を作っています。例えば、高知市だったら市の単位ではなくて南署、高知署と分かれて、それぞれの単位で動いている。犯罪の情報等も、警察署がその管轄のところに出して行く。地域安全協議会の単位で活動していくという形ではないかと思います。今までは多分そうしてきたんだろうと思います。

その中で、アドバイザーさんだけが何かするのではなくて、もっと皆が一緒になって、もう少し盛り上がり、ということはやっていく必要があるとは思っています。

#### **稲田会長**

そうですね。それを条例に盛り込むべきなのかどうかというのが、なかなか難しいところだとは思っています。

そのへん端的にご意見というのはどうでしょう。西沢委員さん。

#### **西沢委員**

地域レベルでの推進体制を条例に盛り込むのはちょっと難しいんじゃないかと思います。条例が出来上がってから、推進体制を整備する中で別途に考えていく問題じゃないかと私は思います。

条例が実際にできあがってから、これを活用できるかできないかというのが一番大事なところではないかと僕は常々思っています。まずは条例を作って、それからスタートするというのが順序かなという気はするんですが。

## 稲田会長

わかりました。地域安全協議会というものを、あまりに念頭に置くと、広く県民を巻き込んだ活動から離れるのかなという気はいたします。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

それから、山崎委員さんからご提案をいただきました「まちづくりの日」を設けるというのは、他県の条例を見ていますと、16都道府県でそういう規定があるようです。

## 事務局（県民生活課 松岡）

ほとんどの県は10月11日を、安全の日ということで定めています。警察でも今月11日に行事をしていらっしゃるでしたね。

## 事務局（県警本部 竹本）

昨年、内閣の犯罪対策閣僚会議で10月11日が「安全安心まちづくりの日」と定められまして、今年がその最初でした。どうして10月11日かというのは、ずっと前から地域安全運動を毎年10月11日から20日までやっておりまして、この初日が10月11日という意味です。

## 山本委員

後にある広報啓発に関連しますが、県民の防犯意識の高揚のために自分も考えました。例えば、街頭パレードとかキャンペーン、それから「安全安心の日」をつくったらいいなと。その日はぱっと覚えやすい日がいいと思っていました。救急の日は9月9日、というように。なぜ「安全安心の日」が10月11日なのか、いろいろ語呂合わせで考えていたんですけども、そういうことだったんですか。

## 稲田委員

非常に貴重なご提言だと思います。「安全安心の日」を条例に盛り込むべきか、それとも推進計画といったもので具体的に定めるべきか、その辺りは少し検討が必要という気はいたします。ありがとうございます。

## 関根委員

この総則の中の目的で、言葉づかいの問題なんですけど、1行目に「犯罪のない安全で安心な地域づくり」というように「地域づくり」という言葉を使っておりまして、3行目には、「その上で犯罪の起こりにくいまちづくり」となります。そして、定義のところ、カギ括弧付きの『安全安心まちづくり』となりまして、以下は全て「まちづくり」で統一しているわけですが、「地域づくり」という言葉を意識的に使い分けたのかどうか。

地域政策の専門では、「地域づくり」という言葉は、1960年代くらいからずっと出てきまして、大分県の一村一品運動のようなかたちから出てくるんですけども、

1980年代の、おそらく半ば頃から「まちづくり」、しかも平仮名の「まちづくり」に変わってくるんです。

それまでの地域の経済的な活性化だけではなくて、福祉介護とか防災防犯ということを含んだ地域づくりをまちづくりというようになってきましたので、そういったことを踏まえた使い分けかどうかという点を、ちょっと発言しておきたいと思います。

#### **稲田会長**

ありがとうございます。では、事務局お願いします。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

特に先生がおっしゃるように、「まちづくり」というのを「地域づくり」よりもっと範囲が広いもの、ときちっと定義して使い分けただけではございませんが、防犯防災も含めたという言葉で「まちづくり」がふさわしいということでしたら、それで統一させていただきます。

ただ、一つ気になりますのが、「まちづくり」としましたときに、どうしてもですね、町、市街地をイメージしてしまうということがありますので、平仮名の「まちづくり」ということで統一させていただきます。

#### **稲田会長**

そうですね。そのために、やはり定義規定というものがあるのだと思います。

次に、県民等による自主的な活動の支援のところに議論を移したいと思います。これに関しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

事務局から先ほど少しご説明がありました。情報の提供ということは大事ですが、やはり重なりすぎて、規定の立て方としてすっきりしないところはあります。そこは整理していただいた方がいいかもわかりません。

#### **渡辺副会長**

ボランティア活動の促進のところで、申請に基づいて団体を登録し云々とあります。検討会でも是非こういうものが必要だということで意見が出ておりますが、これは、確かに私、おっしゃるとおり必要だと思います。

子どもの安全を目的に、この11月18日に「おやじ高知」が設立されます。主に、8時と3時の子どもが登下校する時間帯に、働いているお父さんも何とか時間を工面して子どもの見守りをしようという「83運動」に取り組むということで、設立総会の案内状をいただきました。ただ単にNPOで登録しているから、していないからということでなく、非常にいい、地域に密着した活動をしているものは率先して取り上げられるようにしていただけたらいいと感じました。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。そういった団体に関する情報を皆さんが共有できるよう

にしていくということは、とても大事なことだと考えます。

犯罪情報の提供に関しましては、警察では、今、どのような取組をされているかご紹介いただけますか。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

現在は、例えば、ひったくりが続発するというような時には、県警のホームページ上で、その日時場所を地図に落とししていくかたちで情報提供しております。

それから、子どもの安全につきまして、県内では先日も中村でよその庭に入っていて3歳の女の子を抱いたという事案があったんですが、これに近いような子どもに不安を与える不審な情報を警察本部で集め、必要かどうかの判断を毎日のように行って、情報提供が必要と判断されるものはホームページで情報を流しています。

また、先ほど申しました地域安全協議会では、地域安全ニュースにより、その地域の犯罪情勢をタイムリーにペーパーで提供していますので、回覧などで地域に伝わっていると思います。その他、オフトークや地域の放送など、いろいろな会議やテレビ、新聞により犯罪情報の伝達に努めております。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

個人的に感じますのは、ホームページというのもとても大事なんですが、高齢者の方やコンピュータをあまり使われない方も多いと思うので、ペーパーという媒体も必要で大事じゃないかなと思っております。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

先ほど、警察からもお話がありましたが、婦人会との意見交換では地域に行きますとオフトークという装置で役場からの情報が家庭に流れて来たり、有線放送などいろいろな情報提供があると伺いました。しかし、それ以上にPTAのお母さん方からは、例えば、携帯に直接情報を送信して欲しいとか、いろいろと情報提供の工夫をして欲しいというお話がございました。

#### **稲田会長**

ありがとうございます。この規定は、いずれも必要性・重要性が認められることだと思いますので、情報の提供ということの書きぶりを、事務局で提言案を作成される際には少しおまとめいただきたいと思います。

次に、児童等の安全の確保の項目で、児童または高齢者といった方々、観光客に関しまして取り上げて書いてある内容に関しましてはいかがでしょう。

#### **山本委員**

「児童等」ということですが、一番上の方に、「県は、子ども達の」と、「子ども」と書いています。その次では「児童等」と使っております。児童とか生徒とか学生と

か、青少年保護育成条例には青少年という言葉もあります。子どもが一番上位の概念で、その中に児童があるのか。それが一点。

学校や通学路の安全の確保や、犯罪に遭わないようにするための教育をしっかりとするというところに「児童等」とありますが、この「等」に就学前の保育園児や幼稚園児についても含まれているのか。神奈川県条例を見ると、幼児、児童生徒となっているんですが、その辺りの文言の押さえ方は。その2点をお聞きしたいと思います。

**事務局（県民生活課 松岡）**

ご指摘の点、どういう定義がふさわしいのかについてもご意見をいただき、整理していきたいと思います。

**稲田会長**

ここは少し整理して書きぶりを考えなければならないと思います。

**関根委員**

この部分は、就学前の幼児などの小さい子どもと、普通児童といわれる小学生、それから生徒という中高生を書き分ける必要があるだろうということです。

もう一点は、通学路、教室などにおいて大人が、学校や親が子どもの安全をどう守るかという観点からの整理と、それから、子どもへの教育ということがあります。

教育というのは、いかに被害に遭わないかという安全教育もありますし、また自らが万引きとかそういうことをしてはいけないよということも含めた教育とに論点を書き分けると非常にわかりやすい条例になろうかと思います。

**事務局（県民生活課 松岡）**

まず児童の安全を確保することを「児童等の安全を確保」で整理をさせていただきました。その下の「児童の健全育成」では、一つは非行を防止したり、いわゆる規範意識を育てるということ、もう一つは、一度非行を犯してしまっても、立ち直りのための教育や必要な取組を行うということで、この部分で書き分けております。

**稲田会長**

今、関根先生がおっしゃった、児童・生徒の問題ですね。まず、通学路あるいは学校の中での安全を確保するという視点。それから、教育という観点については、犯罪に遭わないための教育、それから、犯罪をしないという教育、その三つの視点があるというお話をいただきました。

児童とか子ども、あるいは少年という言葉もございます。少年法の観点から言うと、少年という概念も20歳以下ということもございますし、そのあたりの文言の整理を、事務局の方で提言案を作成される際に練っていただけたらと考えます。

**事務局（県民生活課 松岡）**

はい、わかりました。

### **稲田会長**

高齢者等に関しまして取り上げて書いてある内容について、高齢者「等」という中に女性や障害者といった方々を含めて書くべきか、または特別に取り出して書くべきかという観点なんですけれども、この点に関しましてご意見ございませんでしょうか。今日、まだご発言のない小橋委員さん、何かご意見ございますか。

### **小橋委員**

私のところなんかは大人しい方ですけれども、女性の所に行って嫌がらせをするという事案がぼつぼつ出てきていることを聞きます。そういうことからすれば、障害者の問題、女性の問題というのは、きちんと位置付けて書くべきではないかなと私は思います。

### **稲田会長**

岡本委員さんも、女性ということに関して何かご意見ありますか。

### **岡本委員**

必要であれば入れたらよいと思いますが、条文としてわかりにくくなったり長すぎたりすると、噛み砕いて理解している人はいいんですが、一般の方がわかるかどうか問題だと思います。なるべくシンプルに、県民の皆さんが頭にすっと入ってきやすい具体的な条文にされるようお願いしたいと思います。

### **稲田会長**

女性、あるいは障害者の方もここに入れるのがよいのではないかと、というのが大勢のご意見かなという気はいたします。条文の書きぶりとしてわかりやすくシンプルに、県民に浸透しやすいようにということをお願いしたいということがございます。

その他、この項目に関しまして何かご意見ございますでしょうか。

### **渡辺委員**

観光客の安全の確保ですが、他県の例を見てないのでよくわかりませんが、やはりこういう取り上げ方をされておりますか。

### **事務局（県民生活課 松岡）**

沖縄県が観光客という書きぶりをしているだけで、大体、観光旅行者という取り上げ方が多いですね。

### **渡辺副会長**

全体のイメージとして、県民の安全安心のというのがあるわけですか？

例えば、高知県に県外の人 came ときにも安全安心なまち、ということだったら、私は、特別に観光だとか言わなくても、県内での安全安心と言えればいいかなという感じがしたんです。ただ、それではあまりにも漠然としすぎるだろうから、県民だけでなく、県外からおいでた方もですよ、という意味合いかなと思っているんです。



### **事務局（県民生活課 松岡）**

はい。高知県に来られたら、このエリアでは安全安心、というようなイメージでこちらを書いたわけです。

### **稲田会長**

観光旅行者等というのは、観光旅行に限らず県に来訪された方すべてを念頭におかれているということですね。

### **事務局（県民生活課 松岡）**

ビジネスでいらっしゃる方もかなりいますので、特に限定していません。

### **由原委員**

他県の条例を読んでいましたら、いわゆる観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者、その他本県に滞在する者の安全を確保する、ということがうたわれています。これは、香川県にも、それから島根県にもあります。そのところの文言を入れる必要があると思います。

それから、女性と障害者は、分けて入れなければならないと思うんです。障害者を除けて、ただ高齢者だけじゃいかなのですよ。障害者の多くは高齢者に入ってきますが、障害者は障害者で対策をやっていかなければならないので、障害者と女性は、文言は事務局に考えていただいて入れていくのが本当じゃないかと思います。

### **稲田会長**

ありがとうございました。

私も、やはり同様のことを考えました。観光旅行者等というより、やはり本県に滞在されている方とはっきり言った方が、ビジネスで来られる方も入っているというニュアンスが出てくると思いますので、その方がよしいと考えます。

次に、犯罪の防止に配慮した環境の整備、関係機関との連携、雑則と三つの項目がありますけれど、まとめてご意見をお願いします。

住宅の安全の確保といったことに関して、岡本委員さん、何かご意見ございますか。

### **岡本委員**

住宅の安全の確保は、個々に対策を行うことになりますので、住宅を持たれる方の意識にとっても関わってきます。

いくら防犯対策をしても「入れない建物は無い」と言われております。例えば市街地のATMでもパワーショベルが何かで壊して持っていったりもします。なので、個別の防犯対策をやらなければいけないことはもちろんですが、住宅を取り巻く地域、地域に犯罪者を入れないことがまず大切だと思います。地域に犯罪者を入れない目があること、死角をなくすこと、街灯をちゃんとするとか、防犯ベルをつけるとか、アイデアはいろいろあると思うんですが、そういうところを強化していった方がいいの

ではないかと思えます。

**稲田会長**

はい、ありがとうございます。

由原委員さん。お願いします。

**由原委員**

ここで取り上げている住宅の構造は、いわゆる犯罪防止のためだけの問題ですけど、耐震の問題も入れたらどうでしょう。地震はいつおこるかわかりませんし、今、耐震の補強でいろいろやっていますよね。そういう点も入れてもらったらどうかと感じました。

**稲田会長**

ありがとうございます。新しい視点と思うんですが、防災活動との連携という規定も下にございます。これに関して、事務局の方で何か。

**事務局（県警本部 竹本）**

ご意見に反するようなことを申し上げなければならず、申し訳ないです。

安全安心まちづくりということについて、事務局が考えておるイメージは、純粋に犯罪の防止であります。本県の場合、防災は南海地震も控えておりまして大事なことでありますが、これは県の別の部門で条例づくりなどの取組をやっておりまして、そういうことに踏み込んでいくと安全安心まちづくり条例から外れて行くことにもなりますので、できるだけ純粋に防犯ということについての取組を考えていただきたいと思えます。

防災組織との連携という項目がありますが、これは普段から防災組織と防犯組織が常に情報交換をして、一方が訓練をするといえば一方も一緒に行ってやるというようなことを繰り返しておけば、いざ南海地震の時に大変役に立つということで、それは入れるようにして、その部分で踏みとどまるという考えを事務局は持っております。

**稲田会長**

一定の整理をしなければならないところかと思えます。この条例の目的といったことからして、あまり防災という面に踏み込んでいくと、少し方向が変わってくるかも知れないということで。ただ、団体の活動として防災活動をしている団体と、まちづくりに取り組む団体との連携は視点としてあっていいのではないかとということです。

他県の安全安心まちづくり条例にも防災活動との連携というような条文は入っているのでしょうか。

**事務局（県民生活課 松岡）**

はっきりと書いておりますのが確か一県か二県、非常に少ないですね。高知県の特色のひとつではないかと思えます。

### **稲田会長**

前回その点に関して、野町委員さんにご意見をいただいていたと思うんですが。

### **野町委員**

先ほど言われましたように、南海地震条例が今策定準備中ですよ。

### **事務局（県民生活課 松岡）**

2年間かけて作る予定で、今はその1年目です。

### **野町委員**

多分、同じような検討会があると思います。地震条例、南海地震のことに限った検討会でしょうけれども。

自然災害というのは毎年あるわけですが、防災の面でも地域の安心安全という観点からできることがあると思います。

自分たちでできる範囲はごく限られていると思うんですけども、例えば、道路など周辺の防災のための環境整備で地域でできることは地域ですていくという、自然災害に対する安心安全の取組、備えですよ。そういうことは文言の中にあってもいいかなとは私は思います。

### **山崎委員**

この条例の名称に「安全安心まちづくり」という言葉があるので、防災面での安全安心ということを考えられるのだと思いますが、目的の中に「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を掲げていますので、犯罪を中心にこの条例を考えていくのだと私は考えておりました。ただ安全安心、というのではなく、犯罪というところにメインを置くのであれば、また考え方は違ってくると思います。

### **稲田会長**

防災活動団体との連携に関しては、人的なコミュニティをつくっておいたら安全安心まちづくりにももちろん役立つし、それは防災活動にもつながっていくという意味では重要な視点だと思います。防災活動団体との連携ということは、盛り込んでおいてもこの条例の主旨から外れることはないと思います。

これは盛り込んだ方がよいとか、逆に外した方がわかりやすいとか、ご意見はございますか。

### **事務局（県民生活課 松岡）**

事務局としては、例えば、一般の住宅の耐震をしましょう、と言うと個別の地震対策に踏み込んでいくわけですが、まちづくりということではいろんな主体が入ってくるわけですので、防災組織と防犯組織が連携して取りくんでいくことが必要ではないかと思ってここに提案させていただきました。

### **稲田会長**

これによろしいのではないかと思います。

その他、ご意見はございますでしょうか。

#### **寺尾委員**

犯罪の防止ではないですが、安全安心のまちづくりのために道路の整備をして欲しいと思います。歩道の整備が非常に遅れており、そのために交通事故に遭われる高齢者が多いです。

#### **稲田会長**

道路等の安全の確保という項目はどの県の条例にも入っているようですが、どういう趣旨で置かれているかご説明いただけますか。

#### **事務局（道路課 中島）**

歩道の整備は、例えば夜、ウォーキングする時の安全などでしょうか。

#### **寺尾委員**

今作られている道路は車道と歩道の段差がないですが、以前作られた道路は段差があり、電動の車椅子が転倒したことがあります。また、路側帯の全然ない国道がございますので、そうした道路の整備もお願いしたいと思います。

#### **事務局（道路課 中島）**

段差をなくしていくことは、新しい道路については道路構造令にのっとってやっています。古い道路も、なかなか予算的に厳しい面もありますが、徐々にやっておりますし、中心市街地では高知市と一緒に計画を作り、ユニバーサルデザインという観点でもやっております。

今回は「犯罪のない安全安心」ということに特化した条例ということで、道路の整備は私どもの方でしっかりとやっていきたいと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

#### **稲田会長**

他によろしいでしょうか。

#### **渡辺委員**

道路等の安全確保のところで、第1回の検討会意見の中に街路灯のことが出ていたと思うんですが、犯罪の防止に配慮した設備等というのは、そういうものでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

道路に舗道と車道の区別をつけるとひったくりに遭うことが少ないようです。いろいろ前回も問題になりましたが、見通しのよい明るい道路とか、そういうことが念頭におかれると思います。

#### **事務局（道路課 中島）**

道路整備には国の示したガイドライン的なものがあり、ポイントがいくつかありま

す。人の目を確保する、遮蔽物があって犯罪が行われていても見えにくいようなものはいけません、ということが一点。関連しますが、照度、見通しですね。

次は、犯罪企図者の接近の制御。犯罪を犯してやろうという者が被害者に近寄りにくいような構造にしなければならない。例えば、事務局の松岡課長が言いましたように、舗道と車道との間にガードレールを設けてあれば、車から舗道を歩いている者に対する働きかけはなかなかしにくい、こういう構造です。

#### **稲田会長**

まさに先ほど岡本委員さんが発言されましたような観点だと思います。

#### **関根委員**

時間が少ないので簡潔に申し上げますけれど、この条例は「まちづくり」条例なので、この条例案全体として、安心安全という防犯の側面でも地域住民と一緒に話しあい、協定の目的で何かを作っていく、そういう精神をもうちょっと強調したいというのが全体の印象です。

例えば、環境の整備として整理すれば、住宅の安全の確保ということでは個々の住宅のハード、鍵とか照明とか防犯カメラの整備になってくるでしょうが、家から見た防犯のためには、「地域全体で見守って安全を確保する」という観点も必要なわけです。そのことをどううまく整理してこの条例に盛り込むか、そこにまちづくりと表現した意味もあると思います。

#### **山本委員**

条例のネーミングの件でございます。広島は「減らそう犯罪広島云々」、沖縄が「ちゅらうちな」。「ちゅら」は「美しい」、「うちな」は「沖縄」という意味です。ネーミングは大事です。

僕はよく突拍子もないことを考えるんですが、この条例も「安全安心なまちづくり」ではなくて土佐弁を使ったらどうか。「こうないこうない土佐のまちづくり」とか「のうがえいぜよ、土佐のまち」とか、土佐弁で何かぱっとインパクトのあるネーミングにしたいなと。今「功名が辻」もあるので、土佐弁で工夫してもらいたいなと思いました。

#### **岡本委員**

余談ですが、私の一番下の子が高知市立高須小学校に通っているんですが、この前の会から今回の会までの間に、不審者情報というのが学校長からまわってきました。これは保護者にだけまわってくるんですが、お構いなければ県警などで掲示板を量販店に構えてもらって、これを貼ってもらいたい。そうしたら、おばちゃんたちの口から口へ「へんな人がおるで」と伝わるんじゃないかと思います。今は不審者情報を保護者しか知りません。何とかアイデアを出していただきたいと思います。

参考に、今回の情報は「スーパーのガチャガチャの機械のところで、50歳から60歳くらいの白髪のおんちゃんが声をかけて、『かわいいね、みかんあげる』『100円あげるからこっちへ来て』『1万円のプラモデル買うちゃうき』というふうに声をかけてきた」という内容です。

#### **稲田委員**

ご意見が尽きないところですが、時間がまいりました。

事務局の方で、再度今日のご意見をふまえて提言の案を作成いただき、次回これに基づいて更に議論をさせていただきたい、その中でネーミングといった議論もさせていただいたらと思います。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

ネーミングにつきましては、我々頭の固い者ではなかなか思いつきませんので、皆さま方からこの条例にふさわしい名称をご提案いただきたいと思います。

#### **西沢委員**

「こじゃんとしあわせまちづくり」では。

#### **稲田会長**

いろいろと皆さま、アイデアがあると思いますので、また次回にご議論をいただいたらと思います。

委員の皆さま方、大変お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。スケジュールによりますと、次回検討した結果を県民の皆さまに示して、パブリックコメントをいただくということになっておるようでございます。

他に事務局から何かございますでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

今回は、たたき台が当日になってしまい申し訳ございません。次回はできる限り事前に案をお送りしたいと思います。それと先ほど申し上げましたネーミングの件、追加のご意見がございましたら、是非お寄せくださるようお願いいたします。

#### **稲田会長**

長時間にわたり、大変熱心なご議論ありがとうございました。

それでは司会へお返しいたします。

#### **事務局（県民生活課 宮地）**

お忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして第2回高知県安全安心まちづくり検討会を閉会いたします。お疲れさまでした。

15時59分閉会